

## ➤利用者負担額（仮負担額）

新制度における認定こども園、保育園、小規模保育施設の利用者負担額(仮負担額)は、下表のとおり、認定区分、世帯の所得状況に応じた金額となります。

☞従来どおりの幼稚園（末尾「施設一覧表」参照）には、この表は適用されません（園が各々設定）。

階層区分		推定年収	利用者負担額(月額・円)				
			1号	2号		3号	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯等	—	0	0	0	0	0
B	市民税均等割非課税世帯	～260万円	1,500 (700)	1,500 (700)	1,500 (700)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)
C	市民税所得割非課税世帯	～280万円	5,000 (2,500)	5,000 (2,500)	5,000 (2,500)	7,500 (3,700)	7,500 (3,700)
市民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1	所得割額 48,600円未満	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	D2	60,000円未満	9,600 (4,800)	12,000 (6,000)	11,600 (5,800)	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	D3	67,000円未満	10,600 (5,300)	13,000 (6,500)	12,600 (6,300)	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	D4	77,000円未満	13,100 (6,500)	15,500 (7,700)	15,100 (7,500)	17,500 (8,700)	17,100 (8,500)
	D5	97,000円未満	14,100 (7,000)	18,500 (9,200)	18,100 (9,000)	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
	D6	115,000円未満	15,100 (7,500)	23,200 (11,600)	22,600 (11,300)	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
	D7	133,000円未満	16,100 (8,000)	24,500 (12,200)	23,900 (11,900)	31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
	D8	169,000円未満	16,100 (8,000)	25,100 (12,500)	24,500 (12,200)	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
	D9	189,000円未満	17,100 (8,500)	25,600 (12,800)	24,700 (12,300)	39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
	D10	199,000円未満	17,100 (8,500)	25,600 (12,800)	24,700 (12,300)	42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
	D11	211,000円未満	18,100 (9,000)	26,300 (13,100)	25,400 (12,700)	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
	D12	247,000円未満	19,600 (9,800)	26,300 (13,100)	25,400 (12,700)	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
	D13	301,000円未満	21,200 (10,600)	27,500 (13,700)	26,600 (13,300)	46,500 (23,200)	45,600 (22,800)
	D14	339,000円未満	22,700 (11,300)	28,900 (14,400)	27,700 (13,800)	52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
	D15	397,000円未満	24,200 (12,100)	30,600 (15,300)	29,400 (14,700)	55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
	D16	397,000円以上	1130万円～	25,700 (12,800)	32,100 (16,000)	30,500 (15,200)	57,200 (28,600)

(備考)

- この利用者負担額は(仮のもの)であり、実際の額は各年度の予算で確定します。
- 母子世帯・父子世帯又は在宅の障がい児・者のいる世帯の利用者負担額は、B階層・C階層については0円、D1階層～D4階層についてはそれぞれに定める額から1,000円を控除した額とします。
- ( )内の金額は、認定こども園や保育園等をきょうだい同時に利用する場合の2番目の子どもの利用者負担額です。3番目以降の児童は無料です。なお、1号認定子どもについては、小学校1～3年までに兄弟がいる場合には、その子どもも含めてカウントします。
- この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があることがあります。
- 在園児について、この利用者負担額表を適用することにより負担増となる場合は、従前の利用者負担額を適用できるよう経過措置を設けます。
- 推定年収は、夫婦(共働き)と子ども2人のモデル世帯におけるおおまかな目安です。

